

「詞章之学」から「輿地之学」へ

——地理書にみえる明末——

大澤 顯 浩

【要約】 嘉靖年間から北虜南倭が問題化して軍事と地理との関係が意識され、また地方行政再編のために地域の把握を必要とする意識が生じるようになる。こうして軍事的な緊張と行政的な実用性への志向から、現実から乖離した『大明一統志』の「詞章之学」を批判する視点が生まれ、奏議や文集類から塩法や漕運等の論議を収録し、辺防論や海防論もその中に交えた経世書ともいふべき地理書が現われる。万曆二十年代以降の地理書は『広輿図』や『皇明輿図』、『大明官制大全』の影響下に、実用書や政書の記載を取り込むことで、従来の「詞章之学」にはない新生面を開いた。吏治の評語に示される地方行政と結びついた形での実用性の認識が、当時の軍事的緊張とあいまって地理における経世観念を生み出したといえる。こうして明末に特徴的な「輿地之学」といふべき現実の地域に立脚した地理学が現われたが、新たな可能性を秘めたまま、清代にはその系譜は絶たれることとなった。

史林 七六卷一号 一九九三年一月

一 「詞章之学」——序にかえて

明代の地理書には、『大明一統志』のように名勝旧蹟や人物を列挙した総花的な地域百科全書、あるいは観光案内記的なものと、各県の歴史沿革や衙門の記載、衝繁僻難等の各州県の地域的特性を表現する吏治のためのハンドブックといふべき性格を持つものが見られる。そして、後者の地域的特徴を記述するものが多く見られるようになるのは万曆以降のことである。これは総志に限らず、類書の記載にも同様の傾向がうかがえ、万曆以降に現われた『図書編』や『三才図

会』等の類書の輿地の記載にも編戸の里教や衝繁僻難などの記載があり、さらには『登壇必究』や『武備志』のような兵書の輿地の記載にも地方の利弊を述べる文章が地理書から採られている。^①内藤湖南は、明清交替の影響を受けて、明末清初に南北の形勢に関する議論が学者の間に論ぜられたのは、皆な『大明一統志』に対する不満から起こったものであると述べたが、万曆以降の地理書の変化はまさしく『大明一統志』を批判するなかから生じたものであった。このような地理書に見られる変化は一体何を反映したものであろうか。本稿では、主に明代後期の総志・地理書を対象にすることにより、明末に現われた地理的関心への変化を考察することとしたい。^③

顧祖禹『讀史方輿紀要』総序一は、

嘗て我が『明一統志』を怪しむ、先達は推して善本と為すも、然れども古今の戦守攻取の要は類ね皆な詳かならず。山川の条列に於いては、又復た割裂して倫を失い、源流は備わらず。夫れ一代の全力を以て諸名臣を聚め之が為に討論するも、存する所は僅僅此の若きのみ。

というように、父の顧柔謙の言葉を記し、地政学的・軍事的観点を欠き、自然地理においても正確さを欠いた『大明一統志』への率直な批判を述べている。さらに同じく『讀史方輿紀要』凡例において、前代の地理書を批評して、

余嘗て『元和志』を読み、其の時事を敷陳して、兵戎を条列するを善しとするも、然れども、考古は乃ち太だ疎なる無からんや。『寰宇記』は自らは遠く賈・李の上に軼ぐと謂うも拙を引くに経ならず、指陳は多く悞まる。『紀勝』は山川は稍備われるも、其の攻守の利害を求むるは則ち已だ迂なり。『広記』は考核は余有れども、形勢險夷に於いては則ち未だ尽く晰らかならざるなり。『勝覽』以下は皆な詞章の学に偏り、民物に遠く猶当無きがごとし。國家著作の材は踵を接して出づと雖も大都おほむねは樂史・祝穆の間に取裁す、其の越えて之に上る者を求むるは、蓋し鮮きなり。

というが、後の地理書はせいぜい樂史『太平寰宇記』や祝穆『方輿勝覽』の域を出ていないといい、また『方輿勝覽』以降の地理書は文章を作るための地理知識、「詞章之学」に偏っているというのは、明代の『大明一統志』の系統を引く地

理書が、同様に「詞章之学」に偏った性格を持っていたことを批判するかのようである。『大明一統志』には各府ごとに風俗の記載があるが、それはいわば文学作品の写作・鑑賞のためのもので、実際に同時代のその地域の問題点を示すようなものではなく、実用的な意味は少ない。『大明一統志』は実際の政治のために編纂したというよりも、洪武以来の祖宗の志を継いで成し遂げたという意義が強調されている。しかし、勅撰の総志として権威が確立されたことが、後の地理書を規定することとなり、編纂に際してはこの「詞章之学」を重視せざるを得なくなる。これは一部の例を除き、明代の地理書一般の限界でもあったのだが、『大明一統志』のダイジェスト版といえる廖世昭『大明一統志略』一六巻やそれをもとにして編纂された張天復『皇輿考』一〇巻^⑦では、まだ『大明一統志』のもつ「詞章之学」から離れることはなかった。

『皇輿考』は桂萼『皇明輿図』の図叙や羅洪先『広輿図』の吏治の評語を転載する点で新たな方向性が見られたが、『大明一統志』を批判する態度は鮮明ではなく、名勝旧蹟や名人のことにも重点が置かれていた。付載されている各省直の地図についても、方格を有する『広輿図』の地図に見られるような正確さを顧慮する態度があったわけではなく、『大明一統志』・『大明一統志略』の地図をそのまま踏襲している。総志にみられる「詞章之学」は、直接行政に利用された地図にみられる正確さを未だ必要とはしなかったのである。結局、これら『大明一統志』に依った地理書の流れとは別に「詞章之学」から離れた地理書ができるのは、実際の用途に重点を置く書物の流れからである。各種の地図を収めた『修撰通考』は万暦七年の編纂であったし、^⑧実際の地方行政を対象としたものとしては、『大明官制』の万暦十四年の増訂版である『大明官制大全』が挙げられる。その後、『大明官制大全』の影響を受けて、『大明一統志』的な総志とは対照的な、現実の地域を知るための書物が編纂されていく。

① 『図書編』・「三才図会」・「武備志」の地理の記載で各省の総論として引用されているのは、桂萼『皇明輿図』の図叙である。編戸の里数や衝僻繁簡などの表現は『皇輿考』或いは『広輿図』からの引用と思われ、楊博『繁簡考』の引用の見られるものもある（『図書編』巻三七

河南 処置）。王鳴鶴『登壇必究』の地理の記載にも『皇輿考』から地図及び転載された『皇明輿図』図叙が引用されている。
② 内藤湖南『支那史学史』（『内藤湖南全集』第一一巻 筑摩書房 一九六九）三一八頁。

⑥ 明代の地理書についての研究は個々のものに対してはいくらか存在するものの、地理書の系譜や流れに関する研究は見られない。ただ、『広輿図』所載の地図は様々な書物に転載されており、海野一隆「『広輿図』の反響」(『研究集録 大阪大学教養部』人文・社会二五 一九七五、以下海野「反響」論文と略)は、明末の地図を収めた地理書・類書・兵書等について詳しく、本稿も多くを負っている。明末の地理書と顧炎武『肇域志』の関係については、先に拙稿『肇域志』の成立」(『東洋史研究』五〇—四 一九九二)で論じたので、併せてご覧いただければ幸いである。なお、『肇域志』と『天下郡國利病書』の関係について若干の補足をすると、趙儼生「顧炎武『天下郡國利病書』研究」(『寄甯居論文集』齊魯書社 一九八一)に両者の関係に触れる箇所がある。趙は黃丕烈の跋にふれた後、黃の推測を傍証するものとして、徐元文「歷代宅京記序」の両者の関係に触れた、

舅氏亭林先生、天授高才、繼古人絕學。當明之末、欲有所樹立、迄不得試、乃退而讀書以自見。有曰『肇域志』者、囊括『一統志』・二十一史及天下府州界之志書而成者也。繼又摘其有闕政事者、為『天下郡國利病書』。

という記載を引用し、初めは『肇域志』という名を予定していたが、後に二つに分けて利病に関するものを『天下郡國利病書』とし、輿地に関するものを『肇域志』と名付けたという推測をしている。全祖望の「神道表」と正反対の内容の同時代の史料(康熙二十九年)が存在することから見ても、『肇域志』が『天下郡國利病書』の副産物と単純に考えることには問題があろう。要はどちらが副産物であるかというよりも、顧炎武の論理の中で相互に補うものとして生まれてきたことに意味がある。

④ 顧祖禹『說史方輿紀要』については、海野一隆『說史方輿紀要』とその地域論』(『史林』三六一—三 一九三五)、秋山元秀「形勢の地理

学」(愛知県立大学創立二十周年記念論集一九八六)を参照。李賢等「進大明一統志表」

⑤ 疆域必繫於九州、分野悉稽乎列宿、形勝風俗、錄畧遠邇之分、物產山川、載靡小大之間、此誠皇上經天緯地之文、足以顯維志述事之孝、而光前振後者也。

⑥ 黃虞稷『千頃堂書目』卷六 地理類上
廖世昭『大明一統志略』十六卷 字師賢、懷安人。正徳丁丑進士、海州知州、以病改國子監博士、好讀書、有文名。
王重民『中國善本書提要』(上海古籍出版社 一九八三)は、『皇輿志略』一六卷として著録する(一八四頁)。他に、海野「反響」論文参照。

⑦ 『皇輿考』については、王重民『中國善本書提要』史部 地理類に著録されている外、海野「反響」論文を参照。張氏一族は地理や歴史に関心を持つものが続いたようで、張天復・元怵父子は『山陰縣志』(『嘉禧縣志』・『紹興府志』等を編纂しているし(『千頃堂書目』卷七等)、孫の汝霖・汝懋は『皇輿考』を増訂して『皇輿考』を編纂している。玄孫の張岱は『石匱書』等で知られる。

⑧ 桂夢『皇輿輿圖』については、海野一隆『広輿図』の資料となった地図類(『研究集録 大阪大学教養部』人文・社会二五 一九六七)、王庸『中国地理図籍叢考』(上海商務印書館 一九五六修訂) 甲編 明代繪輿図叢考、参照。なお桂夢「大明一統輿圖奏稿」には、臣待罪輔臣、媿無裨補。乃者備員吏部、凡遇考績朝覲官員、密加訪問、於地方民情士俗、亦各得其一二、除摘其論列之近似者、裝成三冊。

とあり、吏部に在任した時に、人事考課に上京した官僚に取材して得た情報をもとにして編纂したという。これについて、王庸は、常因計吏上地方事宜、論次為『輿地輿圖』數卷。凡形勢要害、兵賦

修撰之略悉具。冢宰桂夢見而奇之、特為奏聞、世廟嘉悅。

という康熙『顧寧鼎志』卷八名臣伝の記事を引用し、桂夢『皇明輿図』は『千頃堂書目』に見える李黙『天下輿地図』一卷のことであるという。『北京図書館古籍善本書目』に「天啓元年茅氏刻朱墨套印本（二二二頁）として見える王我瞻輯『新編武備全書』（尊経閣文庫所蔵）には、『皇明輿図』の図叙と同一の文を李黙の文章として引用することから、『天下輿地図』かどうかはともかく李黙の名で通行したものがあつたらしい。

⑨ 『広輿図』については、海野一隆『広輿図』の諸版本（『研究集録 大阪大学教養部』人文・社会二四 一九六六）、王府前掲書、盛良志『中国地図学史』（測繪出版社 一九八四）、任金城『広輿図』の學術価値及其不同的版本（『文獻』一九九一一）等参照。

⑩ 吏治の評語については前掲拙稿参照。

⑪ 何鏡編『修撰通考』六卷は、桂夢『皇明輿図』の他に、蘇軾『歴代輿図』（『歴代地理指掌図』）・羅洪先『広輿図』・許論『九辺図論』を合刊した地図帖である。

二 地域への視点

『大明官制』の本来の形は『百川書志』卷五 職官に記されている『大明諸司衙門官制』二八卷本と思われるが、今は見ることができない。現存しているのは、それを増補したとされる嘉靖二十年刊の『大明一統文武諸司衙門官制』一六卷本、『皇明制書』に収められている四卷本等であるが、それには各府県毎に編戸の里数や里程、儒学、駅、巡検司等の記載がある。しかし、それらの刻本にも誤りが多く制度にも変化がみられ現状と符合しないようになったために、『大明会典』・『大明一統志』・『広輿図』・『見行事宜』などを参考にして陶承慶・葉時用によって増訂がなされ、万曆十四年に『大明官

⑫ 『大明官制』については、山根幸夫『明清史籍の研究』（研文出版

一九八九）二『大明官制』について、参照。本稿では山根氏の挙げる諸版本を特に区別する必要のないかぎり『大明官制』と総称し、五卷本『大明一統文武諸司衙門官制大全』を区別する際には封面によって『大明官制大全』とする。高橋『百川書志』卷五 職官は、

『大明諸司衙門官制』二十八卷

南京北京十三布政十五卷 内外官制十二卷 雜志一卷

『大明官制增註』十六卷

という二種の刊本を挙げている。劉若愚『酌中志』卷一八 内板経書 紀略には、

『大明官制』二本 三百七十葉

とあるが、『百川書志』のいう増註本と解せられる現存の『大明一統文武諸司衙門官制』一六卷の影印本（『学生書局』一九七〇）は四八六頁（二四三葉）で葉数に見るかぎりでは、当時どれほどの増註が為されたかは不明であるが、卷末には「大明河南文武諸司衙門官制増註大全卷之五」等の字様が見える。

制大全』五巻として建陽の鄭氏宝善堂より刊行された。それ以前の版本と異なる点は、衙門の添設裁革や地方の繁簡衝僻、人物・土産に関する記事が加えられたことである。② 即ち、河南開封府を例に挙げると、嘉靖二十年刊『大明一統文武諸司衙門官制』巻五の各県の記事は、

祥符県〔附郭編戸一百七十五里〕儒学 時和通運所

陳留県〔在府東五十里、編戸四十八里〕儒学 莘城駅 陰陽医学 僧道会司

のようになっており、『大明官制大全』巻二では、それぞれ次のようになっており、

祥符県〔附郭編戸一百五十八里、二簿全設、繁劇衝疲軍衛雜処難治〕○土産 遠志 儒学 時和通運所

陳留県〔在府東五十里、編戸三十九里、無簿○次衝民淳〕儒学 莘城駅 陰陽医学 僧道会司

「二簿全設」や「繁劇衝疲軍衛雜処難治」、土産等の記載が新たに見える。

また、万曆七年刊の『皇明制書』所収四巻本は、各県の下に記事を双行で註記しているが、記載内容は嘉靖本と同一である。ただし、編戸の里甲数は嘉靖本と異なり、『大明官制大全』と同じく、祥符県一五八里、陳留県三九里となっている（『皇明制書』巻一八）。

この『大明官制大全』五巻本の中に見える衝僻等の吏治の評語は、凡例に、

一、旧本は原と郡邑の衝僻・錢穀の盈縮の目無し、隆慶元年八月題准せる新定地里繁簡考は深く時政を裨えは、逐款附入し以て伝覽を広うせん。

というように隆慶元年八月に題准を経た「新定地里繁簡考」に拠ったものであろう。また各省の始めには楊博の「奉詔酌議郡邑繁簡疏」④に見える各省の按語が引用されているが、この文章は『大明官制大全』に各省の首めに「附地里繁簡考」として増補されて以来、さまざまな書物に引用されるようになったものである。⑤ これは隆慶帝が即位の詔で各州県の繁簡を定めて三等のランクを付け、地方官の任命に際して適材適所を図ろうとした時に、当時の吏部尚書の楊博が上奏したも

ので、官僚のハンドブックとしては当然欠かせないものであったが、時政に役立つものとして採用されたのである。

『大明官制』は『酌中志』巻一八や『古今書刻』にみえるように、本来は内府で官刻されたもので、制書として分類できるものであった^⑦。それが当時必要とされた『広輿図』や『大明会典』の内容を増補することで、実用書として広く影響を及ぼしたのである。『大明官制大全』はこのようにさほど大部でもなく、それまでにはない官僚の地方行政ハンドブック的な性格をはっきりと持ったからこそ、実用面で大きな影響をあたえ広く普及して様々な形での需要を喚起したともいえる。『大明官制』は『大明官制大全』凡例にも云うように、嘉靖の半ばから万暦にかけて種々の本が出されており、当時相応の需要が存在したことがわかる。その中で決定版のような位置を占めたものが、万暦丙戌（十四年）の宝善堂刊五巻本であった。これは「四庫提要」にも取り上げられているし、万暦二十九年、四十一年にも重刊されており、この系統のものが広く利用されたと思われる^⑧。

万暦二十年代になると、吏治を重視する実用的な方向をたどるものは地図や政書の記載を取り込み、経世致用への方向へと向かい始めた。こうして名勝・人物を中心とした地理知識ではなく、現実の地方を認識するという視点から、『大明会典』や『大明官制大全』に見える記事が、新たな求めに応じて付け加えられるようになった。

万暦二十三年の盧奇『職方攷鏡』序には、父盧伝印の遺した『地輿一覽』の草稿に修訂を加えようとしたことに続けて、

比る幸いにして糜を司馬の曹に窃み、公余の散衙に今上の刊布せる『会典』を取り、坊肆の論説を參稽して重ねて蒐補・芟削を加う。凡そ畿省の備餉・習俗・山川・人物及び夷域・辺疆・河海の要防の国計民生に関わる者は、累擧せざる靡し。標を改めて『職方攷鏡』と為し、五たび月を閲して後脱稿す。

とあり、兵部の公務の合間に『大明会典』や世上の論説を取り上げて修訂を加えたことが知られる。その凡例には、

一、輿賦総所載の丁口・田土・漕儲・鈔税・茶馬・魚塩及び文武公署の歳俸・藩封の禄米は之を『会典』に稽え用て攷証に備えん。

一、畿省官に額諱・屯田と夫の行塩の地方を列し、次いで繁簡論を列す。其の編戸の僻劇醇饒、封建駐守は悉く『官制』に拠りて、前代の名称は則ち之を『記纂淵海』・『一統全志』・『広輿図』の諸書に攷う。

とあり、現実の地域を把握するものとして『大明会典』・『大明官制』等に拠ったことが見える。ここで利用されている『大明官制』は繁簡衝僻が記されたもので、陶承慶の増訂本が『大明会典』と並んで総志に利用されたことが確認できる。実際に『職方攷鏡』巻三の記載から、各州県の繁簡衝僻の評語を見てみると、

祥符〔編戸一百五十八里、古大梁汴州○衝劇疲○周府并郡王五十二同城、有宣武衛・河南中護衛・左護衛〕
陳留〔編戸三十九里、古郡○次衝淳〕

というようになっており、『広輿図』（祥符：煩冲上、陳留：煩冲）や『皇輿考』（煩衝、僻煩）とは異なった表現であり、ここに示される衝や淳といった各要素の組合せは先に示した『大明官制大全』の系統のものに近い。ただし、『大明官制大全』の表現をそのまま記したわけではなく、簡略化されたものが記されている。なお、その表現は後の『目宮小輯』にほぼそのまま受け継がれている。各省の首に楊博の「繁簡考」を載せたのは、桂萼『皇明輿図』を利用しなかったためと思われる。桂萼の図叙は嘉靖三十年代以降の地理書や経世文集に収録されており、『広輿図』にも嘉靖四十五年以降の版には桂萼の図叙が収められている。したがって、盧奇も桂萼の図叙を見ることはできたはずである。一方、繁簡考を挙げるものには、万曆二十年代前半の『皇輿要覽』・『華夷風土志』・『職方攷鏡』があり、いずれも手軽な実用書というべきもので、『大明官制大全』を除いては各省ごとの地図も掲げてはいない。つまり、盧奇が桂萼の『皇明輿図』の存在を知らなかったとは考えにくく、『職方攷鏡』は地図よりも各地域の繁簡衝僻を必要としたため、『皇明輿図』ではなく新しく編纂された『大明官制大全』を資料として用いたのであろう。また、「詞章之学」を代表する『大明一統志』は人物に関しては利用されたが、もはや現実の地域をとらえうるものとは成りえず、唯だ地名の説明の補助的手段に用いられるだけとなった。ここでは、地域の実態を説明するのに適当なものとして『大明一統志』よりも政書が用いられている。『大明一統志』の

中で古人が典雅な表現で描いた地方よりも、政書の中の現実の地域に関わる実用的な情報が必要とされたのである。これはある意味では、地理的知識においての実用化、さらには経世致用への志向につながるものが現われたといえよう。「詞章之学」即ち文章を作るための知識だけでなく、国計民生に関わるもの、現実の地方を知るために必要な知識が供給されるようになったのである。

万曆二十三年刊の『広輿考』^①に付されている各省の図叙を検討すると、もとにされたものは桂萼『皇明輿図』の図叙や楊博の「繁簡考」で、当時の実用書が何を利用して編纂されたかがわかり興味深い。河南省を例に挙げると、桂萼の図叙は、

河南、古豫州地、閩闕中夏、四方輳進、蓋彰德則控河北（今北直隸是）、嵩・洛以蔽山南（今陝西南境是）、南陽・汝寧直走襄・黃（襄陽・黃州俱湖廣屬府）之郊、而開封則其都會也。……

というように始まっている。

この図叙は、嘉靖以来、様々な地誌・地図や経世書類に引用されている。さらに隆慶初年には、楊博の「繁簡考」が著され、『大明官制大全』に収録されたのち、胡文煥によって『華夷風土志』や『皇輿要覽』等の通俗書に取り入れられる。これらの図叙と繁簡考は別々に生まれたものであったが、実情に合わせる必要が感じられたのか、やがて両者を結びつけたものが現われた。即ち、万曆二十三年刊の『広輿考』に付された図叙には、

河南、閩闕中夏、四方輳進、故彰德控于河北、嵩・洛蔽于山南、南陽・汝寧直接襄・黃之界、而開封即其都會也。……〔中略〕……、
第近来、宗室日繁、黄河歲徙、禄糧工役、劳費不貲、民不堪命、故藩祿軍需、均当規算、恐皮尽而毛無所附、方来之患、有難言者、
保釐大臣、其蚤夜慎圖之。

というように、初めは桂萼の図叙を下敷きにして論じているが、中略以降の「第近来、宗室日繁……」以下の部分では楊

博の繁簡考の表現を借用している。この部分は楊博では、

河南、臣等謹按、河南為諸夏中区、向称楽土、近以宗室日繁、黄河歲徙、禄糧工役、勞費不貲、民始不堪命矣。……〔中略〕……、是故藩祿軍需、均当規算、恐皮尺而毛無所附、方来之患、有難言者、保釐大臣、其蚤夜慎図之哉。

となっており、『広興考』の河南図叙は両者を敷衍した文章であることが知られる。『広興考』が編纂された当時、楊博の「繁簡考」を収録するものには、『大明官制大全』を始め『皇興要覧』・『華夷風土志』等があったが、汪縫預は楊博の奏議文集を利用したというよりも、これらの実用書類を利用したことだろう。⑩ 既述の『職方攷鏡』序に「坊肆の論説」を参考にしたとあったのは、これらの実用書のことを指すのかもしれない。『広興考』は『広興図』の地図をそのまま収めた外、各省に名山・大川・土産・古蹟・人物などの記載を付け加え、下巻には水利議・茶法議等の軍事・経済関係の政策論を収めている。いわば、『広興図』にはない「詞章之学」的な要素を加味しつつも、「詞章之学」には納まらない現実面にも目を向けようとしたものであったといえる。その図叙に見える「第近来、宗室日繁」云々という口吻はそれまでの説明では不十分な点が生じてきたということを示すものであろう。万曆二十年代になり、もはや桂萼の当時の状況説明では不十分となった。それが下巻に見えるように、『大明一統志』にはない政策論という形で現状の説明を付け加える契機となったと思われる。万曆二十二年の汪縫預の序には、

苟も学士・大夫・薦紳先生、此に由りて車地版章を放えて申画慎固を為さんと思ひ、金穀財貨を考えて劑量樽節を為さんと思ひ、形勝扼塞を放えて控御把持を為さんと思わば、則ち経綸治世の迹は、自ずから是れ其れ小裨あるべし。而して是の編や、其れ又天下の士の籍りて以て上は皇天に酬い、中は國家に報い、下は海内蒼生に謝す所の者ならんか。而して天下の士、又た悪んぞ得て兎糸・燕麦と類を同じうして共に之を敝らんや。

とあり、天下國家の経綸に實際の益あらんことを目指している。

この『広興考』系統の図叙は、同じく新安の程百二の編纂した『方輿勝略』⑪の刊行により広く見ることが可能になった

ようである。『方輿勝略』二四巻はマテオ・リッチの世界図を収めたり、焦竑等の名人の序を掲げ、内実はともかく新しい知見を広めようとしたものであった。そこにこの『広輿考』の図叙が収められ、桂萼や楊博とは異なった新しい地方論が掲げられたのである。『方輿勝略』以降にこの図叙を収めるものには『武備志』や『彙輯輿図備攷全書』、『皇明職方地図』がある。『武備志』には『方輿勝略』或いは余懋衡の論として引用することからみて、主として徽州の人物が流布に関係していたようである。『彙輯輿図備攷全書』の引用書目は『方輿勝略』を挙げているが、『広輿考』は見えない。

これらのことから見ても、その説が広まったのは『方輿勝略』によるところが大きかったといえる。万曆二十年代に入つて、『大明一統志』や『皇明輿図』のような權威をもったある種の公的な地理書の枠外に実用的な地理知識を求める動きが現われ、地理書と政書や実用書の内容との融合が行われた。『広輿考』にみられる『皇明輿図』図叙と『大明官制大全』繁備考との結合は、実用書の利用について考えさせるものがあり、それが出版の盛んな万曆後期の徽州で起こったという点^⑭が興味深い。徽州で刊行された地理書には崇禎末に呉学儼・朱紹本等の編纂した『地図綜要』がある。王重民は版心に「黄文兆刻」とあることから新安で刊刻されたというが、実際に『地図綜要』の「参閔姓氏」をみると徽州の人物が最も多くみえる。王庸によれば初版は崇禎十六年というが未見、乙酉年の重版本がある。総論を収める総巻、各省直を収める内巻、海防・边防・四夷を収める外巻に分けられているが、総巻の「天下輿地分里総図」上方欄外に歴代帝王郡邑の記載をもつ。これは『三台正宗不求人』や『商程一覽』等の実用書に見られる記事であり、徽州という土地柄を反映したのか、既存の実用書を利用した地理書ということが出来る。

万曆二十年代以降に現われた胡文煥の『皇輿要覽』や『華夷風土志』などは通俗的な知識の供給に役立ったであろうが、「詞章之学」に関係するものを見てみると、この後、万曆二十五年の序を持つ沈一貫『大明一統輿図広略』、万曆二十八年の序がある陸応陽『広輿記』を境として、『大明一統志』的な人物や歌枕の記事を中心とするだけでなく、衝繁等の評語や、歴史沿革に詳しい等の新たな特徴を持つものが多くなる。そして、様々な議論とともにその理解を助けるために

正確な地図を付そうという書籍も目立って増加し、様々な『広輿図』系の地図を掲げるものが現われる。

沈一貫の『大明一統輿図広略』一五巻は封面に「歴代人物考 皇明大一統輿図広略志」とあり人物に重点が置かれたことが解るが、『大明一統志略』系の各省図を掲げ各府ごとに形勝・風俗・山川・土産・古蹟・名宦・人物等の記事があり、各巻末には「図叙に曰く」として『皇明輿図』の図叙を引用する。陸応陽の『広輿記』二四巻はその申時行の序に、

既に成りて二十四巻と為す、大都は『一統志』を取裁し、而して参するに歴代史官、列省郡乗を以てす。繁を刪り簡に就き、大を挙げ細を遺て、而して名宦人物は尤も多く考証する所にして問ま附益有り。

と云うように、本来は『大明一統志』に倣って名宦・人物を重視したもので、まさしく「詞章之学」のための地誌であった。また、馮時可の序には、伯生氏（陸應陽）が最も意を用いた所は、人物や名山であると記している。ただし、巻二三九辺 遼東では、

頃者、朝鮮失守し、海波復た揚がり、方米肘腋の憂は、蓋し独り驕虜のみならず。

というように、秀吉の朝鮮出兵という当時の大事件を念頭においた表現が見られる。

『明代版刻綜録』によると、『広輿記』の初版本は版築居の出版とするが不詳。版築居は後に『彙輯輿図備攷全書』を出版している。内閣文庫にある初版と思われるものには地図はない。しかし、やがて現実的な要求があったためと考えられるが、その後の版では『広輿図』系の地図が付されるようになった。地図を付す明版の『広輿記』には、黃汝亨の序をもつ凝香閣刊本と鍾人傑の序をもつ梟飛齋藏板本及び金陵盛文高刻本の三種があるが、この地図の増補は「詞章之学」とは別の性格を『広輿記』に付け加えたといえる。

さらに天啓年間の鄧志謨『一握坤輿』のように勝蹟吟咏という項目をたて、名勝旧蹟を列挙してそれぞれに詩を付すという体裁をとる、いかにも「詞章之学」或いは名所案内的な書物にも、『大明官制大全』に基づくとと思われる編戸の里数と衝繁等の評語が、各府州にのみではあるが付されている。巻五 河南の記載をみると、

開封府〔省会之区、水陸要冲、地饒俗侈、常罹河患、共轄四州三十県、糧七十一万九千三百石零〕
 鈞州〔轄一県、府西南二百七里、編戸六十四里、次冲地蕪〕

とあり、鈞州が万曆帝の諱に触れるため禹州と改名したことにとも触れず、また州にのみ編戸の里数を記すという、整合性のないものとなっており、「次冲地蕪」というような雅びでない吏治の評語を載せている。

即ち、地誌に対する觀念が変化し、万曆の半ばころからは『大明一統志』的な記載だけでは不十分に思われ、別に何らかの要素を、地域に対する正確な情報を付け加える必要が、新たに感じられるようになったのである。名所図記ではなく苟も地誌というからには、現実の地方について記述すべきだという觀念が現われたといえよう。例えば、王士性『広志釋』は万曆二十五年の序があり、当時完成したとされるが、その内容は各州県毎の記載を配列するものではないが、『大明一統志』には見られない各地の漕運や馬政・屯田・塩政等に関する記事を具体的に記し、形勢・風俗を捉えた各地の地域的特徴を記している。王士性によると「皆な身から見聞する所」のものであって、これは一種の旅行記ではあるが、それまでには見られなかった実地に取材した総志ということもできる。そのような中で、吏治を重視するものは、地図や政書の記載を取り込み、経世致用の地理を志向し始めたのである。こうして、現実の地方を認識するという観点から、『大明会典』や『大明官制大全』に見える記事が、新たな求めに応じて付け加えられるようになった。

万曆年間に変化が見られたという点では、同様のことが『大明一統志』にもいえる。『大明一統志』には天順五年の原刊本以来数種の刊本があるが、編戸の里数を見るかぎり嘉靖二十八年の婦仁齋刊本までは変化は見られない。嘉靖二十年の『大明官制』には既に天順『大明一統志』と異なる数字が挙げられているが、その数字は『大明一統志』には取り上げられず、万曆中の万寿堂刊本になって『大明官制大全』五卷本と同じ数字が現われる。これは万曆時代になって漸くこのような増補を必要とする認識が現われた事を示すものであろう。万寿堂刊本は万曆十一年に改名された興安州（陝西漢中府）を記しているの、それ以降の刊であることがわかる。二十年代に設置された府州県の記事は見えないので、さらに検討

の要はあるが、おそらく万暦十年代のものであろう。同じ里数を示す『大明官制』四卷本・五卷本・『大明一統志』万寿堂刊本のうち、最も早いものは万暦七年刊の『大明官制』四卷本であり、おそらくこの三者の里甲の数字は四卷本がもとになったと考えてよい。そうとすれば万寿堂刊『大明一統志』や『大明官制大全』の改訂には地方官の刊刻した『皇明制書』が坊刻のもの材料として利用されていたことになる。^⑧

① 内閣文庫蔵本（万暦十四年刊）。杜信孚『明代版刻綜録』（江蘇廣陵古籍刻印社 一九八三）によると、宝善堂は建陽の人、鄭雲齋の書肆の名である。

② 『大明官制大全』重修官制凡例、

一、官制旧有成書、備載寰宇之内、文武諸司衙門官員品秩・道里遠邇・編戶多寡・到任期限・儀注等項、頗為詳悉、薄海内外、一目瞭然、誠仕宦之要覽也。……故遵照『大明会典』・『一統志』・『広輿図』諸書及見行事宜、参互攷校、采輯成編、鏤梓以広其伝。庶幾少裨士君子披覽之一助耳。

一、旧本各地方未載土産、今考拠『一統志』及諸書、増入各省府州県之下、俾視者知其所自、以為格物之助。

③ 対照のため史料を原文のまま引用する箇所がある。

④ 楊博「奉詔酌議郡邑察簡疏」（蒲坂楊太宰献納稿）卷五）内閣文庫蔵。

⑤ 『大明官制大全』の地理察簡考を引用するものには以下のものがある。

胡天煥『皇輿要覽』、同『華夷風土志』、盧奇『職方攷鏡』、章潢『圖書編』、吳楚材『疆域略』、陸化照『日管小輯』（一部改）

⑥ 『穆宗実録』卷一一九b 嘉靖四十五年十二月壬子。

⑦ 劉若愚『酌中志』卷一八 内板経書紀略

『大明官制』二本 三百七十葉

周弘祖『古今書刻』上編（古典文学出版社 一九五七）によると以下の刊本が存在する。

内府『官制』（三三三頁） 南京國子監『大明官制』（三三三頁）

揚州府『大明官制』（三四三頁） 福建 書坊 制書類『大明官制』（三六三頁）

⑧ 『四庫全書總目』卷八〇 史部 職官類存目に取り上げられているのは、『明官制』五卷とあるように、宝善堂刊の『大明官制大全』のことである。

また、孫殿起『販書偶記』卷八 政書 通制によれば、

『大明官制』五卷 万曆辛丑（二十九年）刊

とあり、内閣文庫所蔵丙戌刊本・京都大学人文科学研究所蔵癸丑刊本と併せて、少なくとも三種の五卷本の版本が存在していたことがわかる。

⑨ 『職方攷鏡』六卷は東洋文庫所蔵、盧伝印彙編、盧奇副補。なお、『統修四庫提要』（台湾商務印書館 一九七二）第五冊 史部に著録されている（九九三頁）。

⑩ 桂夢『皇明輿図』の図叙を引用するものには、以下のものが挙げられる。

張天復『皇輿考』、羅洪先『広輿図』（嘉靖四十五年版以降）、沈一貫『大明一統輿図広略』、王鳴鶴『登壇必究』地理、章潢『圖書編』地理、王圻『三才圖會』地理、張元朴『広皇輿考』、程道生『輿地

図考』、王我階『新鶴武備全書』、茅元儀『武備志』方輿、陳祖經『皇明職方地圖』

さらに以下のような経世文集にも収録されている。

黄訓『皇明名臣經濟錄』、万表『皇明經濟文錄』、黄仁海『皇明経世要略』、陳子龍等『皇明経世文編』

- ⑪ 『広輿考』については、海野一隆『広輿図』を模倣した地図帖（『研究集録 大阪大学教養部』人文・社会二〇 一九七二）参照。序を記した余一龍の母は汪氏で、編纂の汪維禎と姻戚関係にあったと思われる。余一龍の伝である李維楨『大泌山房集』巻六六 余大僕家伝によると、父の時英は、

時英公号寒塘処士、受学覚山洪先生、又師事東廓鄒先生、娶於汪生公。

とあり、『広輿図』を汪維禎に示したという洪垣（覚山）とも関係があった。汪氏・余氏は、康熙『婺源原志』によればともに進士・举人を代々出した一族である。

- ⑫ 鄒若曾『籌海図編』凡例の引用書目に、星源の游済川の編になる『分野輿図』があり、同郷の先人のものとして何らかの影響をもったかもしれない。

⑬ 『方輿勝略』については海野「反響」論文、同「明・清におけるマテオ・リッチ系世界図」（山田慶寛編『新発見中国科学史資料の研究』論考編 一九八五）及び王重民『中国善本書提要』一八五頁参照。『方輿勝略』が『広輿考』を引用しているのは、海野論文の指摘のとおりである。編者の程百二は、『中国善本書提要』子部 譜録類に『程氏叢刻』存五種一〇巻の編者としてみえるが、王重民によると程百二は又の名を輿、字は幼輿、『品茶要録補』の記事を引用してマテオ・リッチとも関係があったという。楊鍾信編『中国版刻綜録』（陕西人民出版社 一九八七）には万曆四十三年刊『程氏叢刻九種』一三巻とい

うのが見える（一六六頁）。

- ⑭ 魏隱儒『中国古籍印刷史』（印刷工業出版社 一九八四）一一四頁参照。

⑮ 『地図綜要』については、王重民前掲書及び海野「反響」論文を参照。『明代版刻綜録』には崇禎朝潤澤刊とする。序は京都大学人文科学研究所蔵本と天理図書館蔵本とで異なり、人文研蔵本は李如春の序のみで朱紹本、朱国達、朱国幹の序及び参閻姓氏を欠く。

- ⑯ 『三台正宗不求人』巻二 地輿門類一 a 歴代国都、『商程一覽』巻下五七 b 歴代国都。

⑰ 『大明一統輿図略』一五巻、内閣文庫所蔵。各州県には編戸の里数と衙所の所在を註記する。地図については海野「反響」論文参照。

- ⑱ 『広輿記』については、海野「反響」論文参照。

⑲ 『広輿記』馮時可序
然而天地磅礴之所鍾、靈異之所萃、若人物之倣儻、若巖壑之幽奇、雖禹貢職方有未及、而博古握管者、寧能弁髦於茲耶。此伯生氏、所独加意於此也。

- ⑳ 『広輿記』の諸版本については、海野「反響」論文参照。『明代版刻綜録』は、北京師範大学の蔵本により『広輿記』の万曆二十八年刊本を傳昌辰版築居の刊とする。

㉑ 『一握坤輿』二三巻は天啓七年の竹溪主人鄧氏の序をもち、『内閣文庫漢籍分類目録』には鄧志讓著とする。なお、蕭東甯『明代小説家、刻書家余象斗』（『明清小説論叢』第四輯、春風文芸出版社 一九八〇）によると参閻の余昌祥は余象斗の族孫であろう。魏隱儒『中国古籍印刷史』によれば、鄧志讓は字は景南、号は百拙、明末饒安人という（一一四頁）。また『明代版刻綜録』は麗正堂として鄧志讓を掲げ、別号の竹溪散人を挙げている。王重民『中国善本書提要』子部 小説類『四種争奇』の条には竹溪風月主人の号がみえ、張天佐の序に拠って

嘉靖三十九年前後の生まれだという(四〇〇頁)。

② 地誌に対する觀念の変化が、内藤湖南のいう王世貞・焦竑の新たな掌故の学とほぼ同時期に現われているのも注意されよう。内藤前掲書、二六九頁。

③ 『広志釋』は『四庫全書總目』では、卷七八、遊記に分類されている。なお、前掲拙稿註(40)参照。王士性は『江西省大志』の編者王宗沐の姪である。

④ 山根幸夫前掲書、三、『大明一統志』について、参照。蓬左文庫所蔵の万曆戊子(十六年)婦仁齋刊本の編戸の里数も、嘉靖本と同様に

三 『大明一統志』への批判

万曆中期になってこのような書物が大量に現われるようになったもう一つの要因として、軍事的な問題があったことを注意しておきたい。嘉靖年間には、北虜南倭が大問題となり様々に論じられるようになった。その当事者の中には許論『九辺図考』や鄭若曾『籌海図編』のように、論著を編纂したものも現われたが、それらの中には兵部の官僚の手になるものも多く見られた。許論はその奏稿に見えるように、父とともに辺地を巡った後、兵部職方司主事に任じられ辺境防備の議論をまとめている。^① 霍冀『九辺図説』の巻首に掲げる「題為仰遵明詔恭進九辺図説以便聖覽事」には、隆慶帝の登極の詔に応じて各地の将官に地図を画き説を付して中央に送らせた経緯を記すが、当時州県の繁簡を問題にするだけでなく、軍事上も「辺腹衝緩」を三等に分けて評価する事が実際に行なわれた事がわかる。このような動きが様々な軍事問題の書籍を生み出す契機になったのであろう。特定の問題に対する専志については、既に王庸等に研究が見られるのでここでは取り上げないが、以下に主として全国を対象とする総志や地図についての軍事面の影響を見てみたい。

王庸によれば、項篤寿『考定輿地図』一〇巻や李默『天下輿地図』一卷も、編者が兵部にいたことがその編纂に関係が

天順刊本を踏襲している。

⑤ 万寿堂刊本は新設の州県を収録し、里甲の数を改訂したのみならず、各府・直隸州毎に四至の界、北京・南京からの距離の記載の後に、「糧五十万石零」(卷四九南昌府)というように、それまでの版には見られなかった税糧の額を注記している。万寿堂本にみえるこれらの現象は、官刻の書籍の權威が現実的要請によって侵害され、坊刻のものが形成されていく過程を示したのではないだろうか。

⑥ 『皇明制書』二〇巻は、張鹵が保定巡撫在任中に刊刻された。山根前註④参照。

あるようである。^④ 項篤寿は鄭曉の外甥で、鄭曉の学問を受け継いだといわれ、また鄭曉『今言』等の刊刻もしている。^⑤ 鄭曉は嘉靖二年の進士で職方主事を授けられ、『九辺図志』を撰しているし、また『禹貢図説』一卷というものも『千頃堂書目』巻一 書類に著録されており、地理に関心を懐いていた人物といえる。李黙『天下輿地図』は、桂萼『皇明輿図』との関係が取り沙汰されており、桂萼『皇明輿図』は『天下輿地図』をそのまま用いたものであるともいわれている。王庸は、李黙が吏部に在任中に考察のために上京した地方官から取材して、『天下輿地図』を編纂したという。

また、『皇興考』や『職方攷鏡』の序には、兵部の経歴をもった著者が総志の編纂を志したことが見える。『皇興考』張天復序には「復た嘗て員を職方に備え」というように、職方司に在任中に編纂したとあり、『職方攷鏡』盧奇序によれば、武庫司の公務の合間に父盧伝印の草稿『地輿一覽』を修訂すべく、『大明会典』や世上の論説をとりあげたとある。崇禎年間に陳組綬が『皇明職方地図』を編纂したのも、職方司に在任中のことであった。^⑥ また『方輿勝略』の編者程百二は官僚ではなかったが、その編纂を計画したのは職方に歴官した盱眙馮公（馮応京）であった。^⑦ 馮応京はマテオ・リッチとの関係でも知られている。さらに、茅瑞徵は地理・軍事方面に関心を持ち、総志ではないが古典研究の『禹貢滙疏』を編纂している。^⑧ 茅瑞徵が『万曆三大征考』・『皇明象胥録』を著したのは、

余往て職方に在りし間、歴代の史牒及び耳目せる近事を按じて稍や増定を為し、以て万曆紀年を訖える。……頃に臈寺に居りて暇ま多し、因りて籠中の旧稿を発して、重ねて参証を加える。

と『皇明象胥録』の序にいうように、^⑨ 職方司に任官しその公文書を利用できたことが契機となっている。茅瑞徵は万曆二十九年の進士で浙江帰安の人、『武備志』の著者として知られる茅元儀の族兄で、茅坤の従孫である。

職方司は輿図を管理する部局であったのでこのような関心を懐くものでたのであろうが、同時に『大明一統志』には軍事的・地政学的な観点が欠けることも熟知していたであろう。これらの前提のうえに、万曆二十年代になってから、いわゆる万曆の三大征のような軍事的緊張が絶えなかった事が、『大明一統志』の欠陥を一層際立たせることになったと考

えられる。さらに、実際の地方を論じるには、兵部の公牘や『籌海図編』のような専志だけでは不十分であると感じたことであろう。したがって兵部の文書に欠けているもの、いわば吏部や戸部に関わる情報を、『大明会典』や『大明官制』のような政書を利用することで埋めようとしたのも無理はない。李黙の地方官からの取材にはこのような一面も存在したのではないか。こうして兵部の経歴をもったものが、北辺や海防の図籍のみならず、兵部の公牘や『大明一統志』とは異なる総志を志したのではないかと思われる。

万曆乙未(二十三年)の屠隆の『職方攷鏡』序には、

靈州跳梁し宵衣旰食、大いに王師を集めて力を勤むせ歳を経て僅かにして之を克す。醜虜^{はく}茹^はらず、当事は賈市を以て磨ぎ、我が財力頗る殫く。時に濠盟を報じ遼水の役一たび創まるや、島夷蒲服して哀を乞い、朝廷息肩を樂しみ大いに封賞を議す、而ども戒心猶お桀黠にして測り^が亘たし。士大夫首を聚めて譚^かたり、恃む所は惟だ皇上の英明のみ。

とあるように、万曆時代の寧夏(靈州)や朝鮮方面の軍事的動揺が意識されており、無為無策の当時の士大夫への批判を呈した後で、『職方攷鏡』こそ「国家之警蔡而經濟之指南」であると評価している。また蕭良有の『職方攷鏡』序は、世間には駢儷文で人口に膾炙するものは少なくないが、山川や風俗・税額・沿革についてはいい加減で口を閉じてしまふ、こんな有様で「儒者博雅」ということができようか、と当時の知識人を批判する。

このような「詞章之学」とは別の現実の問題をかかえた地域については何も知らない士大夫への反省は、自ずと経世、实用を求めるものとなろう。経世という言葉自体は古くからあったが、明末には多分に特別な意味を帯びた言葉となり、経世を唱えることでそれまでとは異なった方向が意識されることとなる。地理学においてはそれは「詞章之学」に対する批判という形をとって現われたといえよう。朱謀埠『方輿勝略』序には、

予其の書を観るに、郡國・山川・人物の外、河渠・海防・辺圉・塩屯・茶馬・餞殺の若き諸箇面は、該括して審かに之を取らざる

莫し。博洽多聞、誠に經世の權衡なり。

と述べるように、現実の問題に対応する実用性への志向がはつきりと語られるようになってくる。このように經世、実用ということが念頭に置かれた表現は、「詞章之学」への不満を表明するものであろうが、やがては『大明一統志』そのものへの批判が率直に語られるようになる。李維楨『方輿勝略』序は、『大明一統志』は戸口・田賦・官制という諸々の大典を掲載せず、識者が遺憾に思っていると記し、徐来鳳『方輿勝略』引は、

我が明に『一統志』・羅文恭の『広輿図』有り、犁然として備われり。然れども僅に都會・省會・郡邑・華夷の山川・風俗・人物のみ。於ああ、其の阨塞・要害・戸口・錢穀・軍馬之數と夫の防辺・転漕・煮海の弊に至るに、漫としてこれに及ばず、亦た勝者の臥遊に資濟するも、而れども經濟太平の略には当無きなり。

と述べて、要害・戸口・錢穀等の『大明一統志』・『広輿図』に欠けるところを指摘し、『方輿勝略』こそは「閔梁・險隘・糧餉・卒乘」や「河防・海防・辺防・塩政」等の現今の重要問題を取り上げ、「洵に經世を佐けるに足る者なり、一斑なるも其の国計・民生に裨有ること淺鮮にはあらざるなり」と經世の書たるに恥じない点を力説している。『方輿勝略』は「詞章之学」の記事を含むが、実際に巻首の輿賦総には税糧や漕運・商税・茶課・塩課等の『大明一統志』には関係のなかった数字を列挙している。

後の顧祖禹には明が滅亡した原因は軍事知識の欠如にあったとする見解が見られ、既述の『讀史方輿紀要』総序一には、『大明一統志』は「古今の戦守攻取の要は概ね皆な詳かならず」といい、また同凡例にも「宋の『寰宇記』より以後、凡そ兵戎戦守の事は、皆な略して書せず」と記して、当時の地志に軍事的観点が欠落している点を批判するが、顧祖禹に見える『大明一統志』への批判に共通するものが、この時期から既に存在していたといってもよいだろう。明が滅亡したために軍事的な関心が高まったというわけではなく、既に万暦年間には当時の内外の情況に應じる意味で『大明一統志』への批判が現われ、そのための知識を提供しようという動きが存在していたのである。

許論『九辺図考』や鄭若曾『籌海図編』のような特定の主題に関するものでなく、全国を対象として、軍事戦略を地理に結びつけて考えることを実際に行なったのは、万曆己未(四十七年)に編纂が始められ、天啓元年に完成したという(宋猷序)、茅元儀の『武備志』であろう^④。自序において茅元儀は二五〇年の太平に慣れ女真族の勃興に無為無策であった当時の朝野に対して、『武備志』こそ時務の求めに応じて著したものだとし認している。その「戦略考」三三卷は歴代の戦闘とその戦略を論じたもので、また占度載、方輿には各省の卷首に桂萼の図叙と『方輿勝略』または余懋衡の説として文章を引用する。なぜ区別するのは解らないが、「余懋衡曰く」とするその文章は『方輿勝略』所載の各省の輿図説と同じで、即ち『広輿考』所載の各省の輿図説と同じである。余懋衡は婺源県沱川里の人で万曆二十年の進士、礦税に反対したことで知られる『明史』卷二三三^⑤。『広輿考』に序を寄せている余一龍は嘉靖四十四年の進士で同じく婺源県沱川の人である^⑥。余懋衡は同族の先輩の關係した『広輿考』に何らかの関心或いは關係を持っていたと考えてもよからう。また、この余懋衡の説は陳組綬『皇明職方地圖』にも一部引用されているが、編戸の里数をみても『皇明職方地圖』は『武備志』を参照したことがわかる。

① 許論奏稿(嘉靖十六年七月二十三日)

臣父吏部尚書許進、多歴辺陲、臣頗習其說。後臣備員兵部職方司主事、職在戎務、又得与聞其事、朝夕籌論頗尽心力、曾於辦事之暇、撫拾旧聞、参以時宜、著有辺論九篇。

② 隆慶三年十一月二日の日付がある。なお、『皇明絳世文編』卷三三三所収。

③ 王庸前掲書、明代北方边防図籍録、明代海防図籍録。

④ 王庸前掲書、明代総輿図窠考。

⑤ 項篤寿には、嘉靖四十五年刊『今言』四卷(『中國版刻綜録』一四二頁)等がある。自身の著には、『四庫全書総目』卷五八 史部 伝記類にみえる『今猷備遺』四二卷という書がある他、『全史論贊』八〇

卷(『四庫全書総目』卷六五 史鈔類存目)というものもあり、歴史にも関心があったようである。

⑥ 陳組綬「皇明職方地圖大序」には「崇禎八年歲乙亥冬十月望日壬辰兵部職方司主事臣陳組綬謹手序」という署が見える。『皇明職方地圖』については、海野第二章註⑩論文を参照。

⑦ 『方輿勝略』については第二章註⑩参照。『方輿勝略』南師仲序には「肝貽馮公、歴官職方、參藩兼楚、不惟志存天下之務、而救民水火之中。」とある。南師仲は、万曆三十年礦税に反対して削籍された南企仲の従兄弟(『明史』卷二六四 南居益伝、「明人伝記資料索引」)。馮応京と『方輿勝略』及びマテオ・リッチとの關係については海野第二章註⑩

論文参照。

⑧ 茅瑞徵『禹貢滙疏』序

読禹貢者、詳九州之山川、則可供聚米之画、習漕渠之岐路、則可商飛輓之宜、察東南之物力、則当念料軸之空、攷甸服之遺制、則当與樹藝之利、而聖要於底慎賦賦一語、疏解浩繁、可一言以蔽之。

⑨ 『皇明象胥録』(国立北平図書館善本叢書)第一集 崇禎二年刊本影印。謝國楨『皇明象胥録』跋(明清筆記談叢)(上海古籍出版社一九八一)所収)参照。

また、『皇明象胥録』鄭維璉序によると、

天啓癸亥(三年)、予与伯符茅公同事兵曹。読其著『万曆三大征』、紀叙事点情、皆從案牘抄稿中、抽出肯綮示人、無異鑄礦而為金者。

とあり、『万曆三大征』の編纂に際し、兵部の公文書を利用したことがわかる。

⑩ 『明史』巻七二 職官志一 兵部

職方堂輿図・軍制・城隍・鎮戍・簡練・征討之事。凡天下地理險易一遠近、辺腹疆界、俱有図本、三歲一報、与官軍車騎之教借上。

⑪ 蕭良有『職方攷鏡』序

世豈渺月露風雲、駢四驥六、膾炙人口吻者哉。而往往稽山川則靡當、說土風則失矣、譚賦頌則結舌、語沿革則閉唇、志白、不出戶知天下、儒者博雅之謂、何而能佞然此也。

⑫ 李維楨『方輿勝略』序(『大泌山房集』巻一五にも収める)

天順時、館閣修『大明一統志』、不載戶口・田賦・官制諸大政典、

識者病之。其後如羅文恭『輿圖考』之屬、於經略差詳、而因革損益、迄今局格屢變矣。新安程幼與所行『方輿勝略』、蓋本肝胎馮鶴察指授、而李孝廉長卿參伍之。其治『一統志』而易無為雅以新統故者、十二。

李孝廉長卿とは李克家の父李鼎のこと。『北京図書館古籍善本書目』集部 明別集類に、

李長卿集二十八卷 明李鼎撰 明万曆四十年李嗣宗刻本とある(二四一六頁)。さらに、『千頃堂書目』巻八に、

李鼎『安辺策』六篇又『海策』六篇

策平秀吉事、二書皆上于朝、鼎、字長卿、新建人、万曆戊子举人、王錫爵拳兵才參鄒洛軍事。

とある。『方輿勝略』に王錫爵の序があるのはこういう関係があったためであろう。

⑬ 『彙輯輿図備攷全書』李雲翔序にも同様の批判がある。前掲拙稿参照。

⑭ 茅元儀の著作については、任道斌『方以智茅元儀著述知見録』(書目文獻出版社 一九八五)という紹介がある。

⑮ 余懋衡の軍事関係の著作に、『古方略』四五巻 崇禎間刊(採殿起『版書偶記』巻九 子部 兵家類)というものがある。

⑯ 第二章註⑩に引く康熙『婺源臬志』巻五 建置の沱川余氏宗祠に兩者の名が見える。

四 「輿地之学」の展開

万曆末の地理書の中で歴史地理的な方向を探ろうとしたものに、石城王府の朱謀埜らのグループを考えることができる。

朱謀埠は『水経注箋』四〇巻をはじめとする多くの著作で知られるほか、その蔵書の豊富さで知られていた。^①『明史』巻一一七には、

万曆二十二年、廷議して石城・宜春の管理を増設し、謀埠に命じて中尉を以て石城王府の事を理め、不法なる者を劾治するを得しむ。藩政を典ること三十年、宗人威みな約束に就く。暇あれば則ち戸を閉じて書を読み、易象通・詩故・春秋戴記・魯論箋及び他書を著すこと、凡そ百十有二種、皆な手から自ら繕写す。黄汝亨、進賢に令為り、投閣抗礼して劇談すること之を久しうす、逡巡して席を改む。次日、北面して弟子と称し、人びと兩つながら之を称す。

と記されている。朱謀埠は程百二『方輿勝略』に万曆庚戌(三十七年)の日付をもつ序を寄せているが、『水経注箋』と『方輿勝略』の双方に共通する人物として、李克家の名が見える。さらに郭子章『郡県积名』にも、郭子章撰の序を書いた人物として「豫章後学」李克家の名が見える。李克家は字は嗣宗、新建の人で、名家に出入りして書物の校正・刊刻の協力を業としていたらしい。郭子章は江西泰和の人で、『郡県积名』の王佐の序によると、郭子章が貴州から郷里に帰ったときに王佐に示したとあり、^②いづれも江西を舞台とした知識人の交流が見て取れる。他に、『水経注箋』と『郡県积名』に共通して名が見えるものに、石城王府の關係者と思われる朱統鍾がいる。^③これらの著作には万曆四十年前後の年代をもつ序跋が付いており、万曆四十〜四十四年頃にかけて刊行されたと推定される。このように刊行の時期がほぼ同じであること、關係者が共通することから、当時江西の朱謀埠を中心とする知識人のグループが存在していたことがわかる。それは、これらの書に見える刻工名からも推定することができる。『郡県积名』には多くの刻工名が見えるが、そこには『水経注箋』や『広皇興考』、『紀錄彙編』と共通する刻工の名がある。^④

そして、彼らを取り上げた主題の一つが、『水経注箋』や『郡県积名』に見える歴史地理であり、また『方輿勝略』に見えるような同時代の問題、経世致用を念頭においた輿地の問題であったのである。『郡県积名』の郭子章「北直隸郡県积名序」には、

説者謂えらく、山後の諸州は我が大寧の故地なり、宜しく輕しく以て虜に資すべからず。榆林・河套は我が匪類せる旧土なり、宜しく久しく虜の拠と為すべからず。此の二説は人心に沁入すること已に久し。輿地を広うし故土を復するは、其の議甚だ雄なれど其の害甚だ巨なり、一に慎重ならざるべからざるなり。

と述べ、故土を回復する論の危険性を批判し、実際の政治的な論議を貫まえた上で、この歴史に目を向けた著作を著したことを記している。歴史沿革を記すといっても、『郡県積名』は現実の政治状況を踏まえた上で、歴史地理を志向するものもあつたといえよう。

また、マテオ・リッチが万曆二十三〜二十六年にかけて南昌に滞在しており、建安王に地図を献呈したり、『図書編』の編者章潢とも交流があつた^⑦。なお、リッチが滞在していた当時、王佐は南昌知府であつたが、後難を畏れて余り協力的ではなかつたらしい。リッチと朱謀煒たちとの直接の接点があつたかどうかはわからないが、『方輿勝略』の編者程百二はリッチとの交友を記している。また『明史』で朱謀煒に師事したとある進賢県(南昌府)の知県黃汝亨(任万曆二十七〜三十二年)^⑧は、『広輿図』系統の地図を増補した凝香閣本『広輿記』に序を記しており、朱謀煒のグループが『大明一統志』にはない特徴を持った地理の著作をものにしてゐる事実と重ね合わせると、この両者の関係は興味深いものがある。なお、張岱『聊齋文集』巻四 家伝には、祖父張汝霖と黃汝亨とが江西に在任中に知り合い、後にともに南京に在任中の時に、同志十余人を集めて読史社を作つたことが見える。張汝霖は『皇輿考』の撰者である張天復の孫であり、天啓刊の『皇輿考』に万曆辛丑(二十九年)の年記をもつ「訂広皇輿考凡例」を著している。『皇輿考』は基本的には『皇輿考』を踏襲したもので、凡例によると、張汝霖が万曆二十九年に刊刻したものは袖珍版のようである。その際、増広した箇所は、州県の改名や行政区画の変更、州県の古名の朝代の註記、山川・人物・古蹟の追加、府州県の同名考の掲載、首都と各省間の道里を列挙した分道考を掲げることなどであつた。

『郡県釈名』に対して、沿革地理を集成した名勝案内記というべき曹学佺『大明一統名勝志』^⑩には、ただ名勝にまつわる詩文等の記事を取録するだけでなく、沿革の記載を充実させ、地方志の記事を輯めたり、城周を記したり、碑刻を紹介するなど、それまでにはない特徴が見られた。もともと曹学佺には山川は詩文・故事と結びつけられてこそ名勝となるという考え方があり、名勝を理解するためのものとして故事を結びつけようとする意図があったと考えられる。曹学佺同序には、

江西の方伯李友卿、宗侯爵儀の『水経注箋』を寄す、予亟かに取りて之を読むに、其の有る所の者は正に有るを必せず、其の無き所の者は正に無きを必せず。予又憤懣して之を快しとせず。偶たま『縉紳便覧』一部有り、略ぼ左に箋釈して曰く、此水経の某州県なりと、今を以て古を援ぎ、合わせること什の七、其の合わざる所は姑く後来を俟たん。是に前念に感觸して是の書を作る。津々乎として自から已む能わず。

と述べ、朱謀埜(爵儀は字)の『水経注箋』のいい加減なのをみて手直しをしようとした事が記されている。ここに見える「江西の方伯李友卿」とは曹学佺とは万暦の科挙の同年の李長庚(西卿)の事であろう。李長庚は『水経注箋』に万暦四十二年の年記をもつ序を記しており、さらに潘光祖『棠輯輿図備攷全書』にも崇禎六年の年記をもつ序を記している。この序によると曹学佺は『縉紳便覧』に註を加えるという形で、各州県ごとに記事をまとめていったという。曹学佺は古蹟に関する書物・詩賦の類を挙げ、名勝を故事との関わりのみならずとらえようとした。その土地の経緯を正しく知るためには曹学佺のような観念も必要であろう。しかし、故事との関係を明らかにするために『戦国策』は引用されても、^⑪現在の地域のかかえている問題点をとらえようとする態度はまだない。但し、掌古の学というべきものであろうが、『大明一統名勝志』の中で現行の制度の由来を考えたりしている箇所もある。^⑫結局、曹学佺がいかに不満を覚えたにせよ、朱謀埜の『水経注箋』に集まったグループが初めて歴史地理的な考究に一つの刺激を点じたと言ってもよいであろう。その結果、さらに曹学佺が、内藤湖南によれば古書の抄録にすぎないとはいえ、^⑬大部の『大明一統名勝志』を編纂することとなったのである。

余固よりは書に裨益する所有る能わざるも、書の益を受けるや多し。書成りて、經を読み、史を読み、詩を読むこと文の若し。江河溝澮の曲折の如きは、感なきの往く所を知りて迷わず、爾雅の經伝を釈くが如く然り、是も亦六書の流なり。或いは其れ少しく来学に益有らんか。願わくは志を同じうする者と之を商らん。

とその実用性を誇って、曹学佺がその序を記したときには、これまでにないものを著わしたという自負が窺えるようである。これは「詞章之学」を補うためのものであったが、正確を期して方志・碑刻に取材して、記事を集めようとする態度の追求するものは、無意識のうちに『大明一統志』の「詞章之学」を超えるものとなる。しかし、相互に矛盾する記載を並記するだけでは、煩瑣には成り得てもいまだ方法論を確立した考証とは成り得なかった。このような「詞章之学」への批判として、新たに経世・実用を志向した系譜の下に考証学が現われるには、顧炎武を待たねばならなかった。

歴史地理を経世致用のために論じようとしたものには、崇禎末年に刊行された吳國輔『今古輿地図』がある。^⑤ その編纂には、陳子龍の序に^⑥、「近ごろは、女直東北に豕突し、大盜荆予に蟻聚す」とあるような当時の状況認識があった。そのような中で、軍事を重視するのは当然であるが、それは、武器や戦術の研究へと向かうのではなく、戦略の背景としての地理へとつながったのである。そして、

此れ其の図有るを必ずる也、夫れ地形より大なるは莫く、兵事より急なるは莫し。

というように、軍事における地図の重要性の認識から、地図という表現を採ったのである。この地図は、同時代における問題解決のための有効な手段としての役割を期待されていたのであった。陳子龍の序に、

之を觀る者をして、幅員の廣大、風俗の錯雜なるを見せしめば、之を治むるに各々其の方有りて、以て綏靖を謀りて則ち政を修め、山川阻塞し経界の限を跨ぐを見せしめば、奸雄の睥睨する所と為り、夷狄の薦食する所と為るを恐れて則ち備えを修め、土地山河は是れ一姓ならず、名号迭更するを見せしめば、互相に鑒戒して天命の仮易せざるを知りて則ち徳を修めん。是の図や、守國の善經、保治の良規にあらざるか。職方の掌る所、蒲相の収める所と雖も是過ぎざるなり。

というように、様々な人文地理・自然地理の様相、歴代の興亡の跡を論じ図に現わすことで、実際の政治に役立てようと

する視点が窺える。現在の問題を解決するには古を知らねばならない。そのとき、地理学は同時代の問題の理解のためにあるだけではなく、現在と過去を通貫する理解を得るために必要とされるのである。このような観点は歴史を鏡鑒として見る中国では当然のものであろうが、文章ではなく地図とその解説を手段とした点に明末の経世学的な特徴があろう。政治を修め、防備を修め、徳を修めるといふ実に務めることが、かつて文章を作るために編纂された「詞章之学」とは正反對の立場が、地理学の目的として説かれたのである。

「詞章之学」の対極にあるといえるものが、天啓元年の序をもつ陸化熙『目営小輯』四卷^⑧である。大部なものではないが、古蹟と物産しかない『大明一統志』に満足せず「詞章之学」を排除した、地誌というよりも政書に近い性格のものである。陸化熙の引によれば、万曆二十七年に『大明一統志』を読んでその記載に不満を抱いて編纂を始め、万曆四十一年から進士の教習期間の暇に胥吏に鈔写させ、一度完成したが帰省中に原稿を失った。泰昌元年に喪が明けて上京し、任官を待つ間に旧稿を探したところ幸いに発見されたので復た写本を作ることができたという。

『目営小輯』は、巻首に「方輿原始」として『尚書』舜典、『周礼』職方、『尚書』禹貢、『漢書』地理志を掲げ、元代に測定された各緯度「元四海測驗二十七所」を示す。その特徴は実用面の重視であり、「各省上供歲額」・「太倉銀庫歲入見額」といった具体的な数字を挙げる。そして、体例をたてて府州県を列挙して沿革、吏治の評語、駅・巡司、山川等を記し、文集・奏議からとった辺防・河防に関わる文章を随所に付している。各省の末尾の総論には南北直隸や貴州のように楊博の繁簡考を節略したのも見えるが、按語には桂萼や楊博とも異なる独自の文章も見られる。その性格を一言でいえば、地誌ではあるが政書として『大明官制』につながるものといふことができる。『大明会典』が官制に依って配列された政書であるとするならば、『目営小輯』は中央官制はないが、州県毎に配列した政書という性格をもっているともいえる。「詞章之学」の全くない、総志としては特異な性格のものであるが、官僚のハンド・ブックとして編纂されたとい

うことを考えれば、政書に近いものとなったことも自ずと理解できよう。

祥符県〔編戸一百七十五里、漢凌義〇衝劇疲〇周府并郡王五十二同城、分守大梁道駐劄、有宣武衛・河南中衛・護衛、大梁馬駅通運所〕

陳留県〔在府治東五十里、編戸四十八里、古有莘〇次衝淳、設莘城駅〇睢水在県東北四十里、東経睢州達寧陵〕

という体例を、陸化熙は「仕籍の如し」と表現しているが、『大明官制』によく似ており、駅や巡検司を各県ごとに記載するのは、地方行政の実際に注意を向けたものといえる。明代の経世文集には、黄訓編『皇明名臣經濟録』のように内閣・六部等の官制に依って配列されたものや、万表編『皇明經濟文録』のように官制の後に更に地域毎の配列を加えたものがある。官制に依るということは行政上の問題からの観点の存在を示し、その政書としての性格を意識させるが、地域毎の配列が加わったということは、政書であるだけでなく更に地域に対する観点が深まったともいえる。『目営小輯』はその延長上に現われたものであった。

崇禎六年序の潘光祖『彙輯輿図備攷全書』一八卷は『大明一統志』を始め様々な書物を博搜したもので、編戸の里数等は『目営小輯』を受け継ぎ、世界地図や各省の地輿図説等を『方輿勝略』から受け継いでいる。その点では、明末の地理書の一集成といえることができる。その各県の記載を見ると、

祥符県〔漢凌儀、東魏梁州、後周汴州、宋改此、編戸一百七十五里、全設二丞二簿〇頰劇衝疲軍衛雜処難治〇周府并郡王五十二同城、分守大梁道駐劄、有宣武衛・河南中衛・護衛、大梁馬駅通運所〕

陳留県〔在府治東五十里、古有莘、秦改此、編戸四十八里、無簿〇次衝民淳、設莘城駅〇睢水在県東北四十里、東経睢州達寧陵〕というようになっており、その凡例には従来の諸書の沿革の不備を批判し各州県を大書したというが、歴代の州県名・衙門の添設裁革・吏治の評語を除けば、『目営小輯』の記載とほとんど同じである。『目営小輯』はこの州県ごとに改行して列挙した点を仕籍のようだと記したが、建置沿革の記載で『大明一統志』のような府ごとにまとめた形式を破ったのは、

直接には『目管小輯』を承けたものであろう。その他の『彙輯輿図備攷全書』の各項目は『大明一統志』とよく似たもので、「詞章之学」の性格も持ってはいるが、『方輿勝略』に由来する多くの地図や様々な論議の収録は、単なる『大明一統志』の節略とは異なるものとしている。特に教化と軍事という同時代の問題に関心を寄せたものであった。同凡例には、『大明一統志』は郡の沿革を載せるだけで、税糧・屯田等は載せない、と批判し、さらに、

一、諸刻は止だ十三省・九辺諸輿図有るのみ。是の集は則ち利西泰の進呈せる四大部州輿図併びに纏度を以て首と為し、人を傳て九州の外に更に是の如きの大有るを知らしめん。

というように、マテオ・リッチ(利西泰)の世界図を巻首に収録し、新しい世界認識を知らせようとしている。これは『方輿勝略』の地図を引用したものであるが、実用性の追求が従来の地理書の枠組みを越えた新奇な知識の受容をもたらしたのではないか。そして、馮応京の指授による『方輿勝略』のように直接リッチと関係のあったものでなく、南京の書肆である版築居が出版したことに、かえってより広い受容の可能性を秘めていたように思われる。^②

- ① 『五雜俎』巻一三には以下のような記事がある。襟儀は朱謀埠の字。今天下藏書之家、寥寥可數矣。王孫則開封陸榿、南昌傅儀兩家而已。……南昌蓋說書者非徒歲也、而卷帙不甚備。
- ② 『中国善本書提要』史部 地理類 『水經注箋』四〇卷(二二〇頁)、(李)克家、字嗣宗、老於太學生、遊諸名公之門、以襄助校刻書籍為業者、今觀其所校書、亦樸學之人也。
- ③ 第三章註④の李鼎の子。李克家には『戎事類占』二二卷という著があるが、朱謀埠が李克家を認めたのはこの書によるらしい(王重民前掲書二八六頁)。この書に協力した新安の孫汝澄は、朱謀埠の『水經注箋』にも名が見える。また、李克家が朱謀埠に協力したものには、他に『蔡端明別記』がある(王重民前掲書五一五頁)。
- ④ 郭子章については、山根幸夫「郭子章『城書』について」(『古典研究』創刊二十五年記念圖書漢籍論集)汲古書院 一九九一)参照。なお、郭子章は貴州巡撫在任中に、広東でマテオ・リッチと会見したという(海野第二章註⑤論文)。
- ⑤ 王佐「大司馬青螺郭公郡県秩名序」(分曆四十三年)。從醫帛養、繼而離倚廬、以一編示。佐啓視之、則江省郡県秩名云。讀之卒業、佐暖然曰、此經世書也。
- ⑥ 朱統鐘は『水經注箋』や『郡県秩名』には南州後学として見えることから朱謀埠の後輩と考えられ、また『進士題名碑録』には崇禎七年の進士に朱統鐘という石城王府の人物が見えることから、石城王府の關係者と思われる。『明史』卷一〇〇 諸王世表序に宗室の命名の原則と各王府で用いる文字を挙げているが、その寧府の条には「磐夔夔宸拱、多謀統讓中」とあり、朱謀埠の上の文字の謀は第七世の文字で

五行の土を含む字を下にもち、朱統銓や朱統鏞については、統は第八世の文字で五行の金を下の字に持つ命名であることがわかる。なおこの朱統銓（爵文）は陳組綬と同年の進士で陳龍正らと共に『皇明職方地圖』の編纂にも協力している（『皇明職方地圖』或問）。

⑧ 刻工には、鄒邦畿（鄒鼎積名）、『広皇輿考』、『水経注箋』、『南皇』鄒邦化（鄒鼎積名）、『紀録彙編』、『豫章』喻鑑写姜良刻（鄒鼎積名）、『水経注箋』等の名が共通して見られ、名の前に江西の地名を記すものもあることから、これらの書は江西で刊刻されたことがわかる。王重民前掲書四一七頁『紀録彙編』の条参照。

⑦ マテオ・リッチ『中国キリスト教布教史』（川名公弘訳、岩波書店一九八二）、第三卷第二章。また第二章註⑬及び、同海野論文参照。

⑧ 康熙『進賢縣志』卷一〇 職官 知県

黄汝亨、字貞甫（父）、号寓庸、仁和人、進士、万曆二十七年任。

⑨ 『広皇輿考』所収の張汝霖「訂広皇輿考凡例」によると、

茲放一刻於楚、再刻於燕、今規而小之、做為袖珍。

とある。同じく張汝霖序には、「伯兄令清江、曾刻之瀟江署中、予來重新之」とあり、張汝霖の重刊本があったことが確認できる。

⑩ 曹学佺については、市原孝吉「歴代詩選と曹学佺の生涯」（『東方学報』京都四五 一九七三）参照。また、曹学佺『蜀中名勝記』には、点校本（重慶出版社 一九八四）がある。

⑪ 友卿と西卿とは同音（Yoshiyuki）。李長庚は万曆四十三年に『水経注箋』に序を記している。康熙『江西通志』卷一三によると在任期間は

定かでないが、万曆時代の布政使にその名が見える。

⑫ 直隸名勝志卷一 順天府

⑬ 前掲拙稿註（67）参照。

⑭ 内藤前掲書三一九頁。

⑮ 『今古輿地圖』、京都大学人文科学研究所蔵。海野「反響」論文参照。

⑯ 陳子龍『安雅堂稿』卷二には「歴代輿地圖序」として収録され、

予在越州、金吾與公、出其所蔵四明沈氏『歴代輿地圖』相示。

とあり、沈定之の編纂になるもののようにいう。孫殿起『清代禁書知見録』には、「明山陰眞国輔・沈定之同撰、崇禎十六年刊珠墨套印本」とし、姚観元『清代禁書目』補遺二には、「明沈定之輯、分上・中・下三卷」としている。

⑰ 内藤前掲書二八六頁に紹介する王光魯『閩史約書』も同様の性格のものであろう。

⑱ 『目管小輯』は内閣文庫蔵。また中国史学叢書三編（学生書局一九八七）にも収められている。天啓五年の記事を含むので、刊行はそれ以降である。

⑲ 『元史』卷四八 天文志一 四海測驗。

⑳ 『彙輯輿圖備攷全書』については海野「反響」論文・第二章註⑬論文及び拙稿参照。

㉑ 版築唐については、『明代版刻綜録』及び前掲拙稿参照。

結 語

明代後期の地理書には新しい展開が生じ、伝統的な枠組みを越えた可能性を開くものも現われた。嘉靖年間からモンゴ

ル・倭寇対策が問題とされ、軍事と地理との関係が意識されたが、それによって『大明一統志』の文章制作のための「詞章之学」の欠点が意識に上った。その一方で、地方行政再編の必要から実際の行政上の観点からの地域の把握が必要だという意識が生じるようになった。こうして軍事的な緊張と行政的な実用性への志向から、現実から乖離した「詞章之学」を批判する視点が生まれる。やがて、奏議や文集等から塩法や漕運などの論議が収録され、辺防論や海防論もその中に交えた経世書ともいうべき地理書が現われる。『広輿図』はその地図の正確さで、『皇明輿図』は各地方の形勢論で、『大明官制大全』は地方行政への観点で後続に大きな影響を与えた。万曆二十年以降の『職方攷鏡』や『広輿考』・『目管小輯』等はこうした影響下に現われ、実用書や政書の記載を取り込むことで、地理書に「詞章之学」にはない新生面を開いた。

例えば、建置沿革の記載についていえば、『大明一統志』的な府ごとに州県を連続して記述する形式と『大明官制大全』のような州県毎に改行する『縮紳便覧』に類似した形式とが存在した。『大明一統志』的な形式は『大明一統志略』・『皇輿考』・『広輿記』・『大明一統輿図広略』・『職方攷鏡』・『方輿勝略』等に見られたが、いずれも「詞章之学」的な要素を含み込んだものである。それに対し、『大明官制大全』的な形式は胡文煥の『華夷風土志』にそのまま用いられ、『目管小輯』から『彙輯輿図備攷全書』へと受け継がれる。『彙輯輿図備攷全書』は全体の構成で「詞章之学」も含むものであったが、その他は「詞章之学」とは全く異なる観点から編纂されている。そこで注意されていたのは各州県の衙門の添設裁革や駅・巡検司という俗な地方行政実務に関わる事項であった。

このような地方行政と結びついた形での実用性の認識が、当時の軍事的緊張とあいまって、地理における経世観念を生み出す一つの契機となったといえる。『郡県釈名』や『今古輿地図』のような歴史地理研究が生まれ、『禹貢滙疏』・『水経注箋』などの古典研究が現われて、普遍的な有効性を求めたことの背景には、経世致用の観念のもたらした実用性への志向があったように思われる。この普遍性の追求の中から、従来の中華的世界像を越える視線が現われ、万曆末には、各地の緯度を掲げ、リッチの世界図を採用するような新しい知識が求められた。『彙輯輿図備攷全書』の凡例にいうように、

経書を越えた「九州の外に是の如きの大」を知らしめようという考え方が生まれる。このような新たな可能性を秘めた明末の地理書であったが、清代にはその系譜は絶たれることとなる。

『大明官制大全』はその繁簡考や評語の系統をたどれば解るように、現実の地域理解に対して大きな影響を持った。地方行政からの地域把握が必要とされたのは、地方官の叙遷の問題とも関係があったと思われる。『広輿図』に現われた吏治の評語は、万暦に入ってから『大明官制大全』のような実用的な書物に取り入れられ、文章を書くための「詞章之学」とは別の地域の記述をもたらす事となった^①。その際に、「地里繁簡考」や王世懋『饒南九三府図説』のような何らかの官庁の文書が取り入れられたと思われる。こうして『大明官制大全』に始まり『彙輯輿図備攷全書』に集成され、顧炎武の『肇域志』を生み出すこととなる、地方行政と結びつき現実の地域を論じる地理書の系譜ができあがる。

しかし、そこに見られた吏治の評語は、やがて地理書の記載というよりも、『縮紳便覧』の記載へとその比重を移していく。崇禎年間の『分省撫按縮紳便覧』^②では各府に評語が見られたが、雍正二年の『文陞閣縮紳全書』^③では各州県に地丁銀の額とともに評語が記載されている。雍正時代に完成した衝繁疲難の四字缺^④への単純化は、地方官のランクシステムとして中央集権的に整序された体系の完成を示し、中央による地方への強烈な統制が窺われる。明代の繁簡の評語は枠外に追いやられ、地域に与えられたレッテルとしては無意味なものとなるだけでなく、その使用は清の制度そのものを否定することとなりかねない。この単純化された標記は、もはや明代のように各地域それ自体にとっての意味、独自性が問われることなく、官僚制の中で与えられた位置を表わすものにすぎなくなる。従って地誌に記された必然性は喪われ、僅かに『縮紳便覧』にとって意味をもつだけの記載となってしまった。明代にはなお地域行政のために意味をもった評価が、清代では単に官僚システムの中でのランクを表わすものに変化させられた結果、吏治の評語は現実の地域から遊離した評価となってしまうのである。従って、繁簡を表わす四字缺の記載は『縮紳便覧』にとっては必要であるが、地誌にとっては、明末の地理書の記載がもっていたような意味は失われてしまった。地方と中央の問題は、明末清初期の大きな問題

として常に浮かび上がってくるが、地理書の在り方にもその印象的な一面が窺える。「輿地之学」として地域に立脚始めた明末の地理学の可能性が閉ざされたことの結末がここにも現われているよう。

清代に入っては、『広輿図』・『広輿記』の重版が見られたこと、『大明一統志』が『天下一統志』等と題を改めて刊行されたことなどが知られている。^⑤ 明末の混沌が生み出した多くの地理書の中で、正確さを要する地図や文学的な必要を満たす「詞章之学」の地誌は清代にも受け継がれたが、それとは対照的に、実用性を重視し、地方行政と結びつけて、現実の地域を論じるような地理書は明末清初期で途絶える。『纂輯輿図備攷全書』には順治七年の重版本が存在するが、それ以降、明末の「詞章之学」への批判から生まれたような地理書は現われない。吏治の評語を掲げるものも、顧炎武の『肇域志』の後には現われない。「輿地之学」ともいうべき経世致用となえる地理書の系譜は、明末には様々な地理書を生み出したにもかかわらず、清代には伝えられなかったのである。唯一、顧祖禹の『讀史方輿紀要』が、顧炎武の創めた歴史的考証を完成させたといえる。しかし、『讀史方輿紀要』にも『大清一統志』にも、現実地域と結びついた吏治の評語は見られない。^⑥ 地域に即して考察することの意味が、明と清を境にして大きく変化したのである。

① このような地理書の記載に変化が現われる時期が、一条鞭法等の改革の行なわれた時期とほぼ並行するのも興味深いことである。従来とは異なった記載が必要とされたのもある意味では当然かもしれない。

② 上海古籍書店景印洪氏劄記刻本。

③ 京都大学附属図書館所蔵。

④ 衝繁疲難のランクシステムについては、近藤秀樹「清代の銓選」

『東洋史研究』一七―二一九五八）参照。

⑤ 『広輿図』・『広輿記』の重版については、海野「反響」論文及び第一章註⑨参照。『天下一統志』という書名で刊行されたものには、各種の目録類によると文林閣、万寿堂、積秀堂の三者がある。

⑥ 『讀史方輿紀要』にはないが、顧祖禹の著作で『広輿図』に範をとったとされる『輿図要覽』に『広輿図』の吏治の評語がそのまま入る。『輿図要覽』については海野第二章註⑩論文及び井上進「旧書筆記二 鈴鹿の漢籍」『颯風』二七一九九二）参照。

付記 本稿は、一九九二年度科学研究費補助金（奨励研究（特別研究員））題目「明末清初期の社会変動の山地開発に対する影響」による研究成果の一部である。

Some Characteristics of Late Ming Studies as Revealed
by Geographical Works from that Period

—From Literary Geographical Works to Practical Geographical Works—

by

OSAWA Akihiro

Geographical works in the latter part of the Ming period took a new turn, with some being quite different from the traditional style of geographical works. After the Jiajing period, the problem caused by the Mongol hordes and Japanese pirates raised some serious questions. These questions led some intellectuals to realize that strategy and geography were closely related. Furthermore, in their attempt to reorganize the structure of local administration in order to meet the demands of the times, they wanted to understand the regions from the viewpoint of local administration. Because of the above-mentioned military tensions and the intention to reform local administration to perform more practical functions, a new point of view developed which was critical of the literary geographical content of the *DaMingyitongzhi* 大明一統志 that was inconsistent with the actual conditions of local administration. The opinions of the grain transport and the salt administrations were compiled from various memorials and anthologies. These compilations also included the opinions of those associated with border defence and coastal defence. It was from these compilations that the geographical works related to statecraft studies developed.

After the second decade of the Wanli reign, due to the influence of the *Guangyutu* 廣輿圖, *HuangMingyutu* 皇明輿圖, and *DaMingguanzhidaquan* 大明官制大全, the new geographical works, which drew information from compilations of practical works and political writings, entered a new phase distinct from that covered by traditional literary geographical works. The recognition of practical usefulness in relation to the activities of the local administrations, for example, administrative comments on the regions, and border tensions at that time, together created the concept of statecraft within geographical studies. As a result of this concept practical geographic works, based on actual regions, were compiled. These works were

characteristic of the late Ming period. However in the Qing period, more purely literary studies regained ascendancy denying full development to whole genre of practical geographic works, and a whole series of these practical works went out of existence.

The Relationship between Civil and Military Administration in Han Local Government—The Case of Juyan in Gansu

by

SUMIYA Tsuneko

In the Former Han period, each commandery had a taishou 太守 as its chief administrator and a duwei 都尉, his subordinate, who was in charge of military affairs. Duwei were not involved in civil affairs, but we can see from their salary and other clues that they had almost equal power. In what way was the administration of military affairs with the duwei at its head related to the administration of civil affairs? Regarding this point, there are many possible sources of evidence, but in this paper I make use primarily of wooden slips (jiandu 簡牘) excavated from Juyan in Gansu. To be more specific, I examined the records pertaining to county officials and those pertaining to watchtower captains (houguan 候官), both subordinate elements in their respective hierarchies. I find that both were involved in personnel questions and the handling of problems at the local level. Since these two areas of interaction are general ones not specifically connected to the frontier, these findings can be generalized not only to other frontier areas but also to the interior.